

# うきは市農業委員会第19回総会議事録

[開催日時] 令和元年9月10日(火) 午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 3階大会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移  
転)について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設  
定)について(農地中間管理事業)

議案第5号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 地目変換届について

報告第3号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第4号 土地改良届について

報告第5号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1番 赤司 正光 8番 梶村 輝明

2番 山下 保則 9番 堀江 清成

3番 吉瀬 正毅 10番 竹石 正芳

4番 石井 好人 11番 樋口 美智子

5番 山手 忠男 12番 堀江 裕一郎

6番 佐藤 景一 13番 樋口 健次

7番 尾花 里美 14番 佐藤 春義

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太

係長 樋口 秀夫

技師 堀江 太一

議長 それではさっそく議題に入ります。農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)  
議長 それでは分科会長の意見を求めます。  
分科会長 事務局の説明の通りでございます。西側に手掘りの側溝があり、上の段の田んぼの排水が流れております。そこをU字溝にするという事です。それから北東に排水マスを設けパイプで道路を横断して排水をするということです。下水はマンホールがありますので、そちらに流すということです。特に問題ないと思います。皆様の審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは担当委員説明をお願いします。  
4番 先日、推進委員さんと見に行きました。上の段の田の水はどうやって掃けるのかなと思っていましたが、先ほどの説明で納得しました。しかし、ここだけU字溝にしても西側の田んぼの側溝は手掘りだったためキレイに流れるか疑問に思います。後は特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手を願います。  
事務局 4番委員さんのおっしゃる通りです。しかし、その西側の田んぼは別の人の持ち物ですので、そこまで求める事ができません。  
議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか？  
12番 この田んぼだけU字溝にするということですが、一部だけすることによって、水の流れの速さが速くなると思う。下流に何か影響はないですか？  
事務局 U字溝から下りてきた水は道路の端に突き当たり、そこで折れて西側の田んぼに水が行くわけですので流れる速度が落ちます。特に問題はないかと思えます。  
議長 他に質問のある方はいませんか？  
議長 それでは採決に入ります。賛成の方は挙手を求めます。  
議長 はい、全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達します。  
議長 引き続き議案第1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案第1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)  
議長 それでは分科会長の意見を求めます。  
分科会長 場所はバイパスの南側にある農地になります。排水管はありますが、小さいので水が全部捌けきるかどうか。というところではあります。ですので舗装をするときに透水性アスファルトを使うとか傾斜をつけたり、又、隣が畑ということで雨水が落ちないようにブロックで塀をするなどの配慮が必要ではないかと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。  
7番 先ほどの事務局と分科会長の説明の通りです。譲受人は申請地の裏の会社で、社員のほとんどが車通勤をしており、駐車スペースが不足しているため、今回拡張するという事です。雨水については貯め升を設置し、道路の下を流すということ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手を願います。  
12番 透水性アスファルトの使用について、申請者から誓約書をもらうようなことをしているんでしょうか？

事務局 誓約書をもらってはいませんが、透水性アスファルトに変更する場合は計画書の内容を変更してもらっています。

議長 他に何かありませんか？なければ採決に入りたいと思います。  
議長 賛成の方挙手を求めます。  
議長 賛成多数ということで許可相当とし、県の方に進達いたします。  
議長 引き続き、議案第1－3を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案第1－3上程)

事務局 (議案第1－3説明・朗読)  
議長 それでは分科会長の意見を求めます。  
分科会長 申請地の南側と北側に家があり、それに挟まれるような形で申請地があり、そこを駐車場にするということです。申請地の北側には木が植えられておりますが、それは切らずに隣の家との境・目隠しとして残すということです。雨水につきましては、西側に水路がありますので、そこに流すということです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。  
15番 先ほど説明のとおりです。以前は家庭菜園用の畑として使用していましたが、従業員も多くなったので、駐車場が狭いということです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく願います。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。  
議長 質疑なしと認めます。  
議長 採決に入ります。議案第1－3に賛成の方は挙手を求めます。  
議長 賛成多数ということで許可相当とし、県の方に進達します。  
議長 引き続き議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案第2－1上程)

事務局 (議案第2－1説明・朗読)  
議長 それでは担当委員説明をお願いします。  
10番 譲受人はまだ若く、かなりの面積を営農しております。譲渡人につきましては営農縮小したいとの事でした。昨年までは荒れておりましたが今は綺麗になさっております。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしく願います。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。  
議長 質疑なしと認めます。  
議長 採決に入りたいと思います。議案第2－1に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数ということで許可とします。  
議長 引き続き議案第2－2を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案第2－2上程)

事務局 (議案第2－2説明・朗読)  
議長 それでは担当委員説明をお願いします。  
1番 場所は朝田のため池の近くとお稲荷さんの東側になります。朝田の方はすでに譲受人が耕作しており、登記が疎かになっていたため、今回きちんとしようとの事でした。お稲荷さんの東側の農地につきましては、譲渡人が神奈川県に住んでおり、管理することが不可能ということで親族である譲受人に贈与という形で耕作していただくそうです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 他に何か質問のある方はいませんか？

議長  
議長  
議長  
議長

質疑なしと認めます。  
採決に入ります。議案第2-2に賛成の方挙手を求めます。  
はい、賛成多数ということで許可とします。  
引き続き議案第2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第2-3上程)

事務局  
議長  
分科会長

(議案第2-3説明・朗読)  
新規就農ということですので分科会長の意見を求めます。  
譲受人はまだ若く、やる気もあります。譲受人のお父さんも非常に農業に興味を持っており、時々手伝いに来るとのことです。また、来年に譲受人の友人もこっちの方に移住してくるということですので、農業をする人手は十分だと思います。すぐ裏の山林につきましましては、お父さんとお爺さんが山仕事に慣れているということですので問題ないだろうとの事でした。非常に活発な方でこれからの小塩地区の活性化に一役買っていただけたらと思いますので皆様のご審議をよろしく願います。

議長  
13番

それでは担当委員説明をお願いします。  
どうしてこんな所に？と訪ねてみたところ、現在は屋部に住んでおられるようで、今回の物件にご縁があり申請に至ったそうです。先ほど分科会長が申された通り、本人はやる気満々で特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長

それでは質疑に入りたいと思います。質問のある方は挙手を求めます。

12番

問題ないとは思いますが、新規就農者ということでアフターフォローをなくちゃいけないと思うのですが、事務局としては何かお考えでしょうか？

議長

向こうから何か相談があれば、こちらから助言することは可能ですが、特に何の相談もなければ特にこちらから何かするという事は難しいところもあると思います。

12番

新規就農者は誰に聞いたらいいかわからないのではないかなと思うのですが、芽を潰さないためにも何かしてあげることがあるのではないかなと思っております。

事務局

6月10日に開催しました農業委員・推進委員合同会議の際にお話させていただきましたが推進員の仕事として新規就農のアフターフォローをお願いしております。年二回以上の声掛けを三年間はしてもらおうようにしております。

議長  
議長  
議長

採決に入ります。議案第2-3に賛成の方挙手を求めます。  
はい、賛成多数ということで許可とします。  
引き続き議案第2-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第2-4上程)

事務局  
議長  
14番

(議案第2-4説明・朗読)  
それでは担当委員説明をお願いします。  
場所は荒瀬の踏切の手前から筑後川の方に曲がった所あります。譲渡人は昨年3条売買でこの土地を購入したのですが、諸事情があり今回手放す事になりました。譲受人は高齢ですが、まだまだご健在で、息子さんも近くにおり、自分が動けなくなったら息子がする。と言っておりました。皆様のご審議をよろしく願います。

議長  
議長  
議長

質疑なしと認めます。  
採決に入ります。議案第2-4に賛成の方挙手を求めます。  
はい、賛成多数ということで許可とします。

議長 続きまして議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案第3-1～5上程）

事務局  
議長  
議長  
議長  
議長

（議案第3-1～5説明・朗読）  
質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
質疑なしと認めます。  
採決に入ります。議案第3号に賛成の方挙手を求めます。  
全員賛成ということで、許可相当とします。  
続きまして議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案第4号上程）

事務局  
議長  
議長  
議長  
議長

（議案第4号説明・朗読）  
質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。  
質疑なしと認めます。  
採決に入ります。議案第4号に賛成の方挙手を求めます。  
全員賛成ということで、うきは市長に意見を提出します。  
続きまして議案第5号農地中間管理事業における農用地利用配分計画についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案第5号上程）

事務局  
議長  
議長  
議長  
議長

（議案第5号説明・朗読）  
質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。  
質疑なしと認めます。  
採決に入ります。議案第5号に賛成の方挙手を求めます。  
全員賛成ということで、うきは市長に報告します。  
報告にはいります。事務局お願いします。

（報告上程）

事務局  
議長  
議長  
議長  
事務局  
議長  
5番  
議長

（報告1-1・1-2説明・朗読）  
質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。  
質疑なしと認めます。  
引き続き報告第2号に移ります。事務局お願いします。

（報告第2説明・朗読）  
質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。  
登記地目と現況地目が違うことがあります。なぜですか？  
例えば登記簿上は田になっているが現況が畑ならば現況地目は畑という書き方になります。

事務局  
局長

田から畑に地目変えるメリットはほぼありません。税金もそんなに変わりません。  
田から畑に地目変更はできますが、またそれを戻すことは基本的にできません。例外として中間管理機構で認められる事があります。  
今回の案件は課税は現況地目で課税されていると思いますが、現況地目を変えるか変えないかは本人が届け出を出すか出さないかということになります。

議長  
事務局  
議長  
議長  
事務局  
議長  
議長  
事務局

続きまして報告第3号に移ります。事務局お願いします。  
（報告第3号説明・朗読）  
質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
続きまして報告第4号に移ります。事務局お願いします。  
（報告第4号説明・朗読）  
質疑に入ります。質問のある方は挙手を願います。  
続きまして報告第5号に移ります。事務局お願いします。  
（報告第5号説明・朗読）